

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：公益財団法人広島市スポーツ協会]

[記載日：令和7年5月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人として、関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等）の規定を遵守している。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) —	—
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等）及び地方公共団体の条例・規則の規定を遵守するとともに、当協会における規程（定款等諸規程）を定め遵守している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款により、理事（会長、副会長、専務理事、常務理事含む）・監事・評議員を置くことを定めており、適正に選任している。	A
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款、経営方針、毎事業年度の事業計画・予算等を策定し、ホームページで公表している。	A

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 協会における法令遵守に係る規程（倫理規程等）を制定している。また、全職員対象に倫理・人権・接遇研修を毎年実施し、コンプライアンス教育を行っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 加盟団体に対して、担当者会議や加盟団体ヒアリングを毎年行い、コンプライアンスの遵守を徹底している。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人として、公益法人会計基準に基づき、適切な財務・経理処理を行っている。 会計規程等を制定し、公認会計士及び税理士から指導、助言を得ながら、公正な会計原則を遵守している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 広島市補助金等の公的資金の適正な使用に関しては、「広島市補助金等交付規則」等を遵守している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 協会事務局に実務面の実施組織として経理係長を置き、別に出納命令役を置いている。 税理士による決算事前確認、監事による決算監査等を実施している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益	

財団法人の認定等に関する法律等）の規定に基づき、理事会・評議員会等を開催し、議決・報告を行うほか、ホームページにおいて公開している。 また、広島市情報公開条例の趣旨に則り、規程を制定し情報公開を実施している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等） 理事・監事・評議員、組織体制、事業計画書及び収支予算書、事業報告書及び決算報告書等をホームページで公開している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF 向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
非該当	